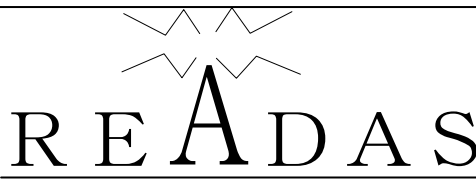


第 5361 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 12月 2日 水曜日
----------------	--	---

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

👉 国外居住親族の扶養控除等について

Q：国外居住親族に扶養控除等を適用する場合、親族関係書類を提出しなければならないようになりますが、親族関係書類の提出が遅れた場合は、どのように源泉徴収すればいいのですか？

A：提出された後、最初に支払われる給与等から扶養控除等を適用して源泉徴収税額を計算します。

【解説】

国外に居住する親族に扶養控除、配偶者控除、障害者控除又は配偶者特別控除（扶養控除等）の適用を受ける居住者は、給与等又は公的年金等の支払者に「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」などの申告書を提出する際に、その国外居住親族に係る「親族関係書類」や「送金関係書類」を提出又は提示しなければならないこととなりました。この取扱いは、平成28年1月1日以後に支払うべき給与等から適用されます。

ところで、扶養控除等申告書が提出された際に、国外居住親族に係る親族関係書類が提出されず、事後に提出された場合の扶養控除等の適用については、その国外居住親族に係る「親族関係書類」が提出又は提示された後、最初に支払われる給与等から扶養控除等を適用して源泉徴収税額を計算することとなりますので注意しておいてください。

